

近江八幡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２２年近江八幡市条例第７号）の一部を次のように改正する

第１条中「会派」の次に「（近江八幡市議会基本条例（平成２３年近江八幡市条例第１号）第４条第２項に規定するものをいう。以下「会派」という。）及び議員」を加える。

第２条中「近江八幡市議会における会派（所属議員が１人の場合を含む。以下「会派」という。）」を「会派及び会派に属さない議員（以下「交付対象議員」という。）」に改める。

第３条の見出し中「交付額」を「会派に対する交付額」に改める。

第１２条を第１４条とする。

第１１条中「被交付会派」を「被交付会派等」に、「第５条各項」を「第７条各項」に、「当該会派」を「当該被交付会派等」に改め、同条を第１３条とする。

第１０条第１項中「第７条第１項」を「第９条第１項」に改め、同条第２項中「被交付会派」を「被交付会派等」に改め、同条を第１２条とする。

第９条第１項中「第７条第１項」を「第９条第１項」に改め、同条を第１１条とする。

第８条中「被交付会派は」を「被交付会派又は被交付議員（以下「被交付会派等」という。）は」に、「当該被交付会派」を「当該被交付会派等」に、「第５条」を「第７条」に改め、同条を第１０条とする。

第７条第１項中「経理責任者」を「経理責任者及び被交付議員」に改め、同条第３項中「解散したとき」の次に「又は被交付議員が交付対象議員でなくなったとき」を、「であった者」の次に「又は当該被交付議員であった者」を加え、「解散のとき」を「解散の日又は交付対象議員でなくなった日」に改め、同条を第９条とする。

第６条を第８条とする。

第５条第１項中「会派」を「会派又は交付対象議員（以下「会派等」という。）」に改め、同条を第７条とする。

第４条の見出し中「所属議員数」を「会派の所属議員数」に改め、同条第４項中「前条第５項ただし書」を「第３条第５項ただし書」に改め、同条を第５条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(交付対象議員の異動に伴う調整)

第6条 政務活動費の交付を受けた交付対象議員（以下「被交付議員」という。）が1半期の途中において会派に属した場合は、当該被交付議員は、会派に属した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の20日までに、会派に属した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

2 前項に定める日が市の休日に当たる場合は、第3条第5項ただし書の規定を適用する。

第3条の次に次の1条を加える。

(交付対象議員に対する交付額及び交付の方法)

第4条 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に在職する交付対象議員に対して、月額2万円を半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月分の政務活動費は交付しないものとし、当該月を含む半期の政務活動費の交付の方法は、別に規則で定める。

3 1半期の途中において新たに交付対象議員となった議員に対しては、交付対象議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった交付対象議員に対しては、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付日に交付する。ただし、その日が市の休日に当たる場合は、その市の休日の翌日とし、その他特別の事由があるときは、市長が定めた日とする。

6 第3項に規定する政務活動費の交付日は、前項の「交付月」を「新たに交付対象議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

別表中「第5条」を「第7条」に、「会派」を「会派等」に改める。

別記様式（その１）中「第７条」を「第９条」に、「
会派名」を「会派（交付対象議員）名」に改める。

別記様式（その２）中「第７条」を「第９条」に、「会派名」を「会派（交付対象議員）名」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、近江八幡市議会基本条例の一部を改正する条例（令和７年近江八幡市条例第 号）第２条の規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の近江八幡市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正前条例」という。）の規定によりなされた処分その他行為は、この条例による改正後の近江八幡市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、改正前条例の規定により所属議員が１人の会派に交付された政務活動費は、改正後条例の交付対象議員に交付された政務活動費とする。

提案理由

市議会政務活動費の交付対象を地方自治法第１００条第１４項の規定に基づき、
近江八幡市議会における会派又は議員に対し交付できるよう変更するとともに、
所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。